

◎開議の宣告

○田中敏雄 議長 おはようございます。

5番菅篤司議員、7番小笠原恒男議員、14番近江湖静議員から欠席する旨の届け出があります。ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 立 身 万 千 子 議 員

○田中敏雄 議長 1番立身万千子議員に発言を許可いたします。

1番立身万千子議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

○1番（立身万千子議員） 皆さん、おはようございます。日本共産党の立身万千子です。

2008年となって、市長の施政方針にも掲げられたように、合併した新横手市は2年半が過ぎました。今、新年度に向けて8地域の一体化が本格的に進められようとしています。

しかし、市長、あなたが言われる市民が基本、民意を起点にという方針をいかに貫こうと考えても、国会で決められてしまった制度が壁になり、市の施策にも大きな制約を受けて、市民生活をむしろ直撃せざるを得ないことが多過ぎると痛感します。その最たるものが、保健・医療制度と言えるのではないのでしょうか。

国や県と違って、市民と直接向き合わなければならない極めて重要な役割が市長並びに市当局にあり、恐らくは4月に入ると、真っ先に市民からの苦情の受け皿になるであろうと私は思います。そのような状況下にあって、市長はどれだけ民意を起点にして施策を進める覚悟をしておられるか、通告に従い質問をいたします。

初めに、来月からの新しい保健、医療の体制について、5項目にわたりお尋ねします。

まず第1に、健康診断や保健指導についての質問です。

ご承知のとおり、これまでは老人保健法に基づいて、心身の健康を保持するため、40歳以上のすべての人が基本健康診査、いわゆる基本健診の対象になり、市町村に実施義務がありました。

ところが、4月からは生活習慣病の早期発見と重症化を予防するという目的が変わってしまい、名称も特定健診となりました。この健診結果に基づいて特定保健指導が行われることとなります。厚生労働省では、健診の対象者の増加が保険料にはね返るのを抑えるため、75歳以上の後期高齢者で、血圧を下げる薬やコレステロールを下げる薬、インシュリン注射、または血糖値を下げる薬を使っている人は健

診を受けさせないなど、いろいろ制約を打ち出しましたが、秋田県を含めて、各県の広域連合では、従来どおり無料で全員を対象とすることに決まって、少しは安堵したところです。

ただし、社会保険の被扶養者については、各保険者が実施することになったという市長の説明は不十分で、具体性に欠けていますので、さらに詳しい内容をお聞かせ願います。

次に、後期高齢者が医療機関で受診するに当たって、次の2点をお尋ねします。

まず1点目、後期高齢者医療制度が開始されるまで1カ月を切りました。しかし、昨年、一度市報に掲載されるだけでは、市民に周知はなされていないと思われます。12月議会の私の質問に対し、町内や集落のいきいきサロンなど、高齢者の集まりに出向いて説明するという答弁をいただきました。その後、2カ月間でどれだけ周知がなされたかは、私自身さまざまな報告会などで、高齢者の方々から不安や疑問が次々に出されるという経験から推察しても、非常に懸念するものです。

説明会は、具体的にどこなところで何回実施したか、そこでどういう意見があったのか、具体的にお知らせください。高齢者の集まりで、中心になっている人たち、例えば福祉協力員や民生委員さんたち、その方々の意見を交換することが今、重要と思われませんが、市長はいかがお考えでしょうか。

2点目は、目下、医療機関に対して、厚生労働省が指示を出している主治医制度というものを市長はどうとらえておられるかを伺います。

ご承知のとおり、1月5日、厚生労働省でほぼ全容が固まりました。原則として患者1人に1人の主治医とし、高齢者が複数の医療機関にかからないようにして、医療費を抑えるのがねらいであることは明らかになっています。患者は、その主治医から1年間の治療、検査計画を記した高齢者総合診療計画書を示されて、糖尿病や脳血管疾患などの診療には、計画書に患者自身の同意署名が必要となります。

さらに、その制度の導入に伴って、75歳以上を対象にした診療報酬に医学管理料を新たに設け、主治医が請求できるようにするけれども、その財源は75歳以上の患者の再診料を引き下げて充当するという内容で、医療機関にとっては、あめをちらつかされて、むちを当てられると言わざるを得ません。

また、昨年から問題提起されている定額制、あるいは包括制は、一部を除く検査や画像診断などについて、何回実施しても、1回の一定の報酬しか医療機関には支払われないというものですから、市民に優しい病院たるべき横手病院、大森病院の経営にも大きな影響があると思われます。

市長は、この主治医制度の導入に際し、2つの市立病院を擁する横手市の長として、どのような機能の分担を考えておられるか、お答えください。

次に、広域連合に市民の声を反映させるための方策について伺います。

後期高齢者の医療保険は、秋田県の広域連合で内容すべてが決められます。保険料も給付についても減額免除の取り扱いも、当事者である後期高齢者の意見を直接的に反映する仕組みにはなっていません。その問題を解決するため、全国ではさまざまな工夫がなされています。

宮城県広域連合は、各市町村の国保運営協議会委員との懇談会を実施し、北海道広域連合は住民説明会を広域連合として実施しています。埼玉市議会では、こちらでいえば厚生常任委員会に当たる委員会

で、地元選出の広域連合議員がきっちりと報告をしています。翻って、秋田県広域連合の動きを見れば、昨年9月に運営懇話会を結成したり、いろいろな機会を通じて意見聴取に努める等々、ホームページに掲載されていますが、真に必要なのは一方的な事後報告ではなくて、意見交換の場を設定して、市民や市議会からの意見の集約を図るなど、市民の声を最大限に広域連合に反映するシステムではないでしょうか。この責務を負うのは、広域連合議会において、この地域のただ1人の議員である市長なのです。市長、あなたは責任ある広域連合の議員として具体的にどう対応されるのか、お答えください。

次に、後期高齢者に続いて、乳幼児の医療について伺います。

国の施策に基づいて、3歳から就学前の子供の医療費が4月から1割の引き下げになりますが、それによって県全体では1億5,000万円から2億円の持ち出し分が減額されます。県と市町村は2分の1ずつの負担ですので、市ではマル福の調整分を考慮すれば、3,000万円の持ち出し分が減額されると思われます。市長は、12月議会の私の質問に対し、子供の医療費無料施策を拡充することは考えていないとのお答えでした。

しかし、少子化問題解決の障害になっている大きな原因に、経済的問題があります。市では、現在未就学児で、所得制限なしの現物支給という施策を講じてっていますが、子育て支援策の一環として、小学校卒業までの入院費用無料化に充当するなどの市単独福祉医療政策を望むものです。この入院費用の無料化に市長の英断をぜひお願いしますが、いかがでしょうか。

この項の最後に、市長の施政方針に掲げられておりました組織機構再編の中の地域包括支援センターと、健康の駅推進室とのチームアプローチについてお尋ねします。

ご存じのとおり、地域包括支援センターは、国の介護保険制度に規定された人口2万人から3万人に1事業所が基準ですので、2年前から計画はなされてきました。健康の駅を推進するに当たっても、きめ細かな大規模、小規模駅を整備していくことで、より市民に身近な健康増進の施策が届いていくと考えます。

健康の駅は、全世代を対象とする事業ですが、65歳以上の住民を対象とする地域包括支援センターとしっかりと連携することこそが、施策の効果を高めるものと期待します。

住民の職業や年齢、家族構成などで心身の健康は大きく左右されますから、特定保健指導を初め、総合的な住民へのアプローチは、保健衛生課はもちろんのこと、福祉環境部としてしっかりと位置づけ、組織上確立することが必要だと考えるものです。職員、スタッフが働きやすく、活動しやすくするため、また市民が福祉の向上を実感しやすいようにするための市長のお考えを伺います。

最後の質問は、産業支援センターについてです。

この間、マスコミ各社がこの問題を報道しました。直近では、3月2日付の朝日新聞が、「経営ずさん、あいまい」と大見出しで取り上げ、第3セクターとはいえ、一企業の負債処理に9,000万円以上の税金をつぎ込んでいいのかと論議し、横手市議会は消極的賛成の結論を出したとあり、審議の過程で産業支援センターの責任の所在はあいまいで、ずさんだった経営の実態が浮かび上がったと報道してい

ます。

これだけ大きく報道されて、初めて事の次第と横手市のずさんさに驚き、あきれた市民の厳しい目が、これから私たち議員にも向けられることは必至と言わなければなりません。議員全員協議会での意見聴取、委員会審査を経て審議は尽くされた、市と関連するところの資料は既に出し尽くした、もう審査のしようがないということで採決に至ったという形になりました。

しかし、市民の目から見て、どうしても不可解な点、在庫を抱えながらなぜ発芽玄米をつくり続けなければならなかったのか、社長であった元部長が勝手に決めて、市長は後から報告を受けた、株主はもちろん、非常勤の取締役さえ知らされなかったなどという発言が意見聴取で出てきたことを初め、株式会社として問題把握、問題解決の自覚が果たしてあったのか、非常に疑問です。

平成16年10月8日、横手産業支援センターは設立しました。農業を基盤とした産業で雇用創出をする産業戦略ビジョンは、旧横手市時代から現在に至っても変わらない重要施策であり、私も期待いたしました。だからこそ、産業支援センターが株式会社としての責任を果たしてこなかったことを深刻に総括すべきだと思うのです。平成16年の産業支援センター設立後間もない10月26日の8市町村合併協議会において、当時の他町の委員から受けた再三の質問に、協議会会長だった市長は、次のように答弁しています。議事録のまま読みますが、「この会社は3セクでございますが、例えば行き詰まったときどのようなふうになるのかということでしたが、株式会社でございますので、それぞれの株式に見合う金額、出資金に見合う範囲内でその責任を負うというのが法律の建前でございます」と、明確に述べておられます。いかに横手市の後ろ盾による第3セクターで立ち上げた株式会社であろうとも、合併協議会での答弁は重いものであり、全額を市民の血税導入で幕引きすることは、賛成した議員も退席した議員も苦渋の選択と思われるかもしれませんが、多くの市民の間では、新聞報道のように疑問の声が聞かれます。採択されたとはいえ、市民への説明責任を負う私たち議員は、チェック機能という議会の責務をより厳格に行わすべきと判断し、議員全員協議会と議会運営委員会の中で、ぜひ地方自治法100条に基づく調査特別委員会を立ち上げて協議したいと考えるものです。

以上を踏まえ、3点を市長に質問いたします。

1点目は、産業支援センターの解散総会において、借入金と出資者の対応についてどのような協議がなされたのか、お尋ねします。

2点目に、今回の全額公費投入に対し、産業支援センターの役員、経営者の責務はどうなっているのかお尋ねします。

3点目に、市長はご自分の責務をどのようにとらえて減給するというのか、お答えください。

昨日の木村議員の質問に対し、どこでどう食い違ったかは明らかになった、長い目を見たとき、公費投入はベターであると判断した、それで、提案権を持つ立場として減給を提案したと答弁されました。こんなあいまいな理由では市民は理解に苦しみます。市民が納得のいく答弁を求めます。

以上で、私の質問は終わりますが、マスコミでも報道されていますように、来月からたくさんの生活

関連商品が値上げされます。農業も製造業も、サービス業も、収入は頭打ちか減りこそすれ、支出ばかりがふえていきます。この町でも多くの非正規労働者が、昼も夜も働きながら必死に生活をして、何とかして税金を払わなければと努力している現実を、市長にはもっと真摯に受けとめていただき、市民が基本、民意を起点にの立場で、ぜひリーダーシップを発揮していただきたいと切に要望するものです。

急激に変化する社会経済状況の中で、第3セクターの概念も従来のような行政の外郭団体ではなく、非営利で、自発的かつ自立、独立しているという3つの条件をあわせ持った組織の総体をいうものであるという時代に移りつつあります。まさに、市民公益活動といった新しい社会領域の担い手である市民活動団体が急速に育たなければ、地方自治体の存在は難しくなるのではないかとさえ危惧します。

こうした難しい時代背景にあって、このたび3月をもって市職員を退職される八十数名の職員の皆様には、それぞれの部署において大変お世話になりました。改めて心から御礼を申し上げます。皆様のこれまで築き上げてこられた行政手腕を、地元ではもろ手を挙げて待っています。その経験をどうか地域で存分に発揮され、協働のまちづくりにお力添えをくださいますことをご期待申し上げて、私の発言を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目でございますけれども、4月からの新年度の保健・医療体制について5点お尋ねがございました。

その中の1点目でございますが、健康診断、保健指導の管轄が変わることで市民福祉が後退しないための施策をどう講ずるかというお尋ねがございました。

これは議員からもご指摘ございましたとおり、老人保健法に基づきまして実施してまいりました、市民全員を対象とする基本健診はなくなりまして、新しい年度から高齢者医療確保法に基づきまして、各医療保険者が特定健康診査、特定保健指導を行うことが始まるわけであります。このため、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者は、市が特定健康診査、特定保健指導を行います。

また、75歳以上の後期高齢者は市が健康診査を行うことといたしております。政府管掌健康保険など、他の医療被保険者が市の日程にあわせまして健診を希望する場合は、受診券を提示していただき、受診できることとしておりますし、医療保険者が独自に特定健康診査などを行う場合は、市の保健センターや公民館など会場の提供もできるようにいたしております。

なお、さらなる事項につきましては、今後各医療保険者とよく協議をいたしまして、市が最大限の努力をしていきたいと、そのように考えている次第でございます。

2つ目の後期高齢者の部分につきましては、後ほど担当のほうから答えさせていただきたいと思いません。

3番目に、広域連合議員として市民と市議会にどう報告し、意見集約していくのかというお尋ねがご

ございました。

これまで、特段、広域連合議会の状況について、議員の皆様、市民の皆様にご報告という形では直接行っていなかったわけでございまして、このことについては申しわけなく思っている次第であります。

重要な事項である保険料の決定内容については、所信説明や市報に掲載してございます後期高齢者医療制度の中でお知らせをしてきたところでございます。今後は、広域連合議会の開催時期の関係もございますけれども、市議会開催時など適宜広域連合議会で審議された概要につきまして、報告書を提出いたしたいと考えておりますし、市民の皆様には市報でお知らせいたしたいと考えております。

また、ご意見などについては、あらゆる機会をとらえてお伺いをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

この項の4つ目に、3歳からの就学前児童の医療費が県で1割引き下げることになり、市は子供の医療費無料施策をどこまで拡充でき得るかというお尋ねがございました。

乳幼児の福祉医療費助成につきましては、小学校就学前までを対象に、県単独事業に加えて、所得制限該当者には市の単独事業として実施しており、自己負担の無料化を図っております。ご承知のとおり、医療制度改正により平成20年4月から2割負担の対象者が、3歳未満から義務教育就学前まで拡充、拡大されることから、3歳から6歳まで3割負担から2割負担に軽減されます。これに伴い、平成20年度福祉医療関係予算が4,300万円ほど減額となり、市の持ち出し分も2,200万円ほど減額となっております。

この減額される福祉医療分で、さらに拡充できないかのお尋ねであります。県単独事業が拡充される場合には、半額の県補助となりますが、現段階での拡充については全額市の負担で賄うこととなります。少子化対策の一環として、乳幼児の福祉医療につきましては拡充の方向でありますので、市としても検討の余地があると考えておる次第であります。

この項の最後であります。地域包括支援センターと健康の駅推進室のチームアプローチの内容についてのお尋ねがございました。

地域包括支援センターは、介護予防事業や包括的支援事業などの地域支援事業を担っていくものであります。65歳以上を対象とした事業であります。支援を進める中ではさまざまな年齢層が重層的に問題を抱えている場合があります。また、継続的かつ一貫性のある支援がポイントになっております。制度上、介護予防という事業名称になってはいますが、基本的には市民の健康づくりを支えていくものであります。

このような点で、健康の駅推進室と地域包括支援センターは、これまでも連携を図りながら事業を進めてまいりましたが、平成20年度は、市内3カ所に同じ拠点を整備して、連携体制を図っていくように準備を進めております。医療、保健、福祉、介護、運動などの専門職がそれぞれの専門性を発揮しながらも、身近な連携とチームでの対応を進めることで、より効果的なサービス提供ができるものと思っております。

具体的には、地域支援事業としてのトレーニングセンターの活用や、町内会単位での小規模健康の駅

事業及び健康講座など、企画から実践まで広く連携を図ってまいります。

大きな項目の2番目に、産業支援センターの総括につきましてお尋ねがございました。

これにつきましては、昨日のご質問にもお答えをしたところでございますけれども、市民のさまざまな福祉、福利向上、あるいは地域のまちづくり、あるいはさまざまな事業に投入すべき貴重な財源を前向きとは決して言えないところに充当せざるを得なかったことにつきましては、まことに申しわけなく思っている次第でございます。私のできる範囲で、あるいは私に何ができるかということをも自分なりに一生懸命考えさせていただきました。この問題の根本解決、あるいは100%どなたもが満足と納得の行く解決策は、私の知恵では残念ながら見当たらなかったところでございます。

そういう中で、私がとり得る判断は、とった手段、判断は、少しでも横手市民にとって長いスパンで見るときに、少しでもより有利な方法は何かという視点で考えさせていただきました。その結論は、既に苦渋のご判断をいただいた市費を投入するという内容でございます。このことの責任のとり方はいろいろあると思います。しかし、これについても、昨日答弁したものと重なるわけでありまして、私が私の立場で今できること、あるいは横手市にとって、これから何がより重要なのか、何がより有利なのかという判断で、自分の責任のとり方を考えた次第でございます。

昨日の言葉と重なるわけでありまして、私の残り任期の中で、市政が抱える多くの課題、これの解決に全力を傾けること、そしてまた、あわせて申し上げれば、このことによって第3セクターの――これからつくられるかどうかもちろんわかりませんが、第3セクターの経営等々、あるいは市のさまざまな地域経済の底上げを図るための政策の進捗にいささかの迷いも戸惑いもあってはいけない、しっかりとした姿勢で大変大きな市費の投入でありましたけれども、これでひるむわけにはまいらないというふうなのが私の考え方でございます。そういう観点に立っての私の責任のとり方でございまして、その中で責任を果たさせていただきたいと思っている次第でございます。

なお、お尋ねの中にごございました合併協での答弁は、既にお読みいただいておりますとおり、あの時点でこういうことは一切想定もいたしておりませんでしたし、原則論として株主は出資金の範囲内でその責務を負うというふうなことを申し上げた次第でございます。それは、原則としてはまことに今もっても正しいと思っている次第であります。

具体的に3点お尋ねございましたけれども、産業支援センター解散を決める総会において、その債務の処理方についてのどのような話し合いをなされたかということですが、株主の皆様にとっては、法律的に出資金の範囲内でその債務を充当するということは自明の理でございましたので、株主の方々は、それぞれの出資金が債務超過でございますので返ってくることはない、またそれ以上の責務を負うことはないという理解であったかというふうに思います。

2点目に、産業支援センターの役員、経営者の責任についてのお尋ねでございましたが、既にさまざまな機会に申し上げております産業支援センターの経営のあり方に照らしあわせて見れば、役員といえども、その経営の任に預からなかった役員が大半でありました。そういう意味では、当時の経営者に、経

営のあり方に大きな進め方の間違いがあったということは間違いのない事実かなというふうに思います。

3点目に、私の責任のとり方についてのお尋ねは、先ほど申し上げた内容と重なりますので省略させていただきます。

いずれにいたしましても、なかなか市民の皆様にご理解をいただきがたい内容のものでございます。

3月15日号の市報には、この経緯につきまして、そして私の考え方を市報の中で申し上げ、市民の皆様にとりあえず、まず説明をいたしたいというふうに思っておりますが、なかなか難しい問題であるかなと思っている次第でございます。心からおわびを申し上げたいと思います。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 後期高齢者医療制度開始まで、1カ月間でどう市民に周知徹底するのかというご質問でございますけれども、ご答弁申し上げたいと思います。

制度開始まで残り1カ月となりましたが、医療費の自己負担は、これまでと同じ、老人保健制度と同様でございますけれども、制度が変わることによりまして、また保険料負担などについても不安な面も多々あろうかというふうに認識いたしております。

これまでいろいろな周知を行ってまいりましたが、12月市報には、後期高齢者の保険料が決定されたことから、後期高齢者医療制度の特集を掲載いたしました。それから、今年の2月には、県の広域連合が作成いたしました「平成20年4月後期高齢者制度がスタート」という題名でパンフレットを全世帯に配布させていただいております。残された時間は大変少ないわけでございますが、毎月開催の出前トーク、それから各地区民生児童委員協議会などで説明会を引き続き行い、機会をとらえまして制度内容の説明に努めてまいりたいと考えております。

また、市報3月15日号には保険証に関すること、それから医療機関での受診について、それから保険料の納付方法などのお知らせを掲載いたしまして、さらに3月下旬には、対象者の皆さんに保険者証を郵送することになります。こちらにも制度内容を記載したパンフレットを同封するなど、周知に努めまして、円滑な制度移行に努めてまいりたいと考えております。

それから、今まで何回説明をやったかというご質問ですけれども、今まで14回ほど行っております。主に、民生児童協議会を中心にいたしまして、老人クラブとかいきいきサロンなどで行ってまいりました。今後も、制度がスタートいたしましても、あらゆる機会をとらえまして周知に努めてまいる所存でございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

それから、主治医制度への対応を市はどう受けとめ、実施に向けてどう動くのかというご質問でございますが、後期高齢者の診療報酬につきましては、後期高齢者医療制度にふさわしい体系を構築するとされておりまして、先般、中央社会保険医療協議会が厚生労働省に対しまして、平成20年度診療報酬改定についての答申がされております。

特に、外来医療での議員ご指摘の担当医に係ることなんですが、後期高齢者診療、診療料600点の新設が大きな特徴となっております。これは、診療所、それから、または半径4キロメートル以内に診療

所がない病院が対象となっております。ご質問の中に横手病院とか、大森病院にこの制度が影響するのではないかと、そういうお話がございましたが、この条件からいたしますと、両病院ともこの制度の対象外というふうになっております。

それから、この制度の内容についてちょっとご説明いたしますが、条件といたしましては、仮称この制度は高齢者担当医、別名登録医と呼んでおりますが、一定の研修を受けた常勤の医師がいることとされておりまして、また後期高齢者の同意を得た上で定期的に診療計画を作成し、後期高齢者を継続的に診療することが必要となっております。主たる病気と認められます、例えば糖尿病などの慢性疾患の治療を行う1つの医療機関のみが月に1回、診療報酬を算定できる内容となっております。

このほか、入院医療では、後期高齢者外来緊急入院加算などが新設され、後期高齢者の特有の診療報酬項目には、後期高齢者という名称がつけられておりますが、75歳未満の方だけが算定できる項目は設定されておらないということから、厚生労働省は75歳になったからといって、自由に自分が選んだ医療機関にかかるフリーアクセスを制限する仕組みではないというふうに言っておりますので、必要な医療が受けられることにつきましては担保されていると理解をいたしております。

また、新たな診療報酬への対応につきましては、各医療機関の診療方針などにかかわる問題でありますので、推移を見守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 1番立身万千子議員。

○1番（立身万千子議員） 懇切丁寧なご答弁ありがとうございました。

1つずつ伺いますが、大体委員会でいろいろお聞きすることはやめまして、後期高齢者医療制度、周知徹底のことだけ伺いますが、多分今部長がおっしゃったのはこういうのとか、こういうのことだと思います。

出前トーク、いっぱいありましたが、2月20日の夜、私も参加しました。北地区の出前トークがありましたが、あの広いかまくら大ホールで20人いたかないか、そのうち半数以上は行政担当者か行政OBでした。担当の職員さんは本当に丁寧に、誠実に説明してくださったと思います。けれども、この中、全戸配布だといいますけれども、これを見てわかるかという問題なんです。行政OBの方はわかりますよ。でも、当事者の方々にこれを見せました。読む気がしないと言っています。要は、今までとどこが違うのか知りたいんです。ですから、市民の方からいろんな声を聞きましたけれども、目立つ色で、そういう紙に、「75歳以上の市民の皆様へ緊急の大切なお知らせ」というような見出しで、簡潔でわかりやすく4月1日付の市報に折り込みをすると、あとは個別に対応するということはできないのか、そういう声が上がっています。それをぜひ提案しますが、市報に要するページを削るなどの捻出で、それを実施していただけるでしょうか。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 先ほども申しましたけれども、制度がスタートいたしても、あらゆる機会

を設けて、周知に努めるということでございますので、まず第1に、課税所得が確定いたしましたして保険料の算定に入るわけなんです、そういうときには、一番個人的にも、個別的にいろいろご相談とか、詳しい説明ができる機会を設けられるのではないかなと、そういうふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○田中敏雄 議長 1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） ありがとうございます。

では、次の産業支援センターについての市長のご答弁に基づいて、またご質問申し上げますが、今のお答えは今までと変わりなかった、今までの集大成を伺ったというふうに私は印象を受けました。市長はこの間、議員全員協議会で、横手市以外の出資者である民間の13企業、善意の出資者と表現されました。市民の負担よりも善意の出資者に対して負担はかけられないという理由から、私が推測すれば、市長と副市長の減給分を充てようとされたのだろうかというふうに思います。

市長は、出資者でもないし役員でもなかったのですから、法律上の責任はありません。ですから、幾らかでも負担すれば道義的責任は免れることになるのだらうと思います。けれども、このセンター設立後間もない合併協議会では、ここに議事録がありますけれども、会社が行き詰まっても行政に迷惑はかけない、ご指摘の点は会社関係者にしっかりと申し伝えろと言明された市長が、今年2月時点では、会社設立の準備段階で失敗があったというふうに言われました。

ですから、まさに合併協議会が開かれていたころ、ここに時系列に見てみますと、機械のトラブル、それからパン屋さんに対してのトラブルがいっぱい出てきた、そしてJAとの商品取引協定などがあったのですから、会社関係者に申し伝えなければならぬチャンスはたくさんあったはずで、この問題を見れば、道義的では済まされない市長の重大な責任があると指摘せざるを得ないんです。

1つだけ伺いますけれども、平成16年10月のセンター設立のときから、ちなみに17年6月24日、JAとセンターとが商品取引協定を締結しましたが、それまでの期間に、役員会、または取締役会議がどれだけ開催されていますか。

○田中敏雄 議長 石川副市長。

○石川耿一 副市長 ただいまの役員会の件でありますけれども、平成16年以降17年までの話をいたしますと、平成16年の10月に代表取締役選任がありましてから、11月、17年3月、それから4月、5月、6月、9月というふうな形で17年度中は役員会を開催しております。

○田中敏雄 議長 1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） ありがとうございます。

これは多分形式的な役員会、議事録にあったものというふうに私は思いますが、全員協議会、あと5者の方々から意見聴取をしましたときにも、市長は後で知らされた、そのときは知らなかった、そういうお答えがたくさんありました。後で知らされた、これは、私傍聴をずっとしていましたが、こんな大事なことを後で知らされたでは済むのか、報告を受けるまで待っていていいのか、そういうこと

を思いました。そうやっておきながら、合併協議会ずっとありましたよね。第3セクターについては、10月26日内外前後で終わったと思いますけれども、当時の7町村の委員たちからは非常にシビアな質問がいっぱい出されていますよ。ですから、きちりと会社関係者に申し伝えるべきことを、月に1回ぐらいの、今のご答弁ではそうでしたが、それでまとめて報告するにせよ、全く今まで知らなかったでは済まされないと、常識的に聞いていけばそうと思いますが、もう一度お聞きしますけれども、市長は、その時に例えば松原部長に対してどうなっているのか、この辺はどうなのか、合併協議会でこのように言われたと、それとしてどうなのかということをお話になったのかどうか、松原さんのレポートによれば、市長はよし、それでいい、それで行こうと市長が言ったというようなことまでありましたけれども、それは抜きにしても、市長はそのときにどのようなアクションをとられたのかということをお伺いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私は、松原氏を信用いたしておりました。そして、そういうオフィシャルな場面ではなくて、私のところに報告に来ておったというふうに思います。その報告の内容を聞いて、その段階で問題ないと判断したものについてはわかったと、それでいいという話をしたと思います。具体的に個別な話でもないの、そういうふうには、まず申し上げませんが、しかし、後でわかったことは、私に話をしなかった、報告しなかったことは確かに多かったということは、どうも事実であったようであります。それはすべて口約束での話だったようではありますが、いずれそのことを議員に取り上げられたわけでありまして、私が彼の一举手一投足とまではいかないまでも、彼の仕事のすべてについて詳細について把握していなかったことは事実でございます。そのことが、さまざまな間違いにつながったということも間違いのないところだと思います。そういう意味では、監督不十分だったという責任は十二分に感じておるところでございます。

○田中敏雄 議長 1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） これ自体が道義的な責任とは言えないというふうに私は思いますが、市長は別に会社関係者ではないので、役員会や経営者の会議に出席する必要はもろんなかったでしょうけれども、これだけ重大な局面を迎えていたということは自覚していらっしやったと思います。合併協議会でこれだけ厳しいことを指摘されて、それにきちんとお答えになっているわけですから、これは大変だということは自覚していらっしやったはずです。それで、だとしたら、道義的には済まされないのではないかというふうに、私だけではなくて、市民の声がそういうことがたくさんあります。

ですから、今の答弁を伺っても、非常に不可解な部分がまだまだ多いです。これでは市民への説明責任を私たちは負えません。さらなる協議をやはりお願いして、質問を終わります。

◇ 土 田 百合子 議員

○田中敏雄 議長 2番土田百合子議員に発言を許可いたします。

2番土田百合子議員。

【2番（土田百合子議員）登壇】

○2番（土田百合子議員） 皆様、おはようございます。公明党の土田百合子でございます。

それでは、通告に従いまして、福祉環境施策の5点について一般質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず1点目に、子ども条例についてでございます。

世界人権宣言が国連で採択され、60年の佳節の本年、横手市子ども権利宣言を平成20年度中に行うこととしております。未来を担う世界中の子供たちが、等しく心身ともに健やかに育ってほしいとの思いは人類すべての願いであり、このことを世界共通の規範とするため、国連においては1989年子どもの権利条約が採択され、日本では1994年、平成6年に批准しております。全国47自治体において条例が制定されており、県内では秋田市において制定されております。

このような条例制定の背景には、児童が犠牲となる悲しいニュースが毎日のように報道され、児童相談所の虐待相談件数は年々増加しております。1999年度の相談件数は1万1,631件から、2005年度は3万4,472件、昨年度は4万222件と3倍近く増加しております。また、虐待による児童が命を落とした事件は、2004年度末までの4年余りで200人を超え、その約4割はゼロ歳児との悲しいデータがあります。

秋田県内においては、昨年の大仙市での事件が記憶に新しいところであります。これまでは都会の問題とされてきたことだけに、余りにも身近に起きた事件に心痛む思いでいっぱいあります。

同じ母親として我が子をはぐくむことの喜びは、女性に与えられた最高の宝物であると思います。この無償の愛ほどとうとく、また人間を豊かに彩るものはありません。子供を守るべき母親自身の身勝手なことで、子供を死に追いやるようなことは絶対に許してはならないし、子供の生きる権利を社会全体で守り、若い両親に対しても励ましの風を送りながらはぐくんでいかなければならないと思います。

子ども条例は、子供が健やかに育つことができるよう基本となる事柄を定めるものだと私は思います。そのためには、多くの市民の理解と協力が必要であります。このたびの子供の権利宣言が、子ども条例につながっていくことを心から願うものであります。子ども条例については、五十嵐市長の公約でもありますので、宣言から条例制定について、どのように進められていくのか、市長のご見解をお伺いいたします。

2点目に、成年後見人制度についてでございます。

成年後見人制度は、認知症などで判断能力が低下し、1人で財産管理やさまざまな契約が難しくなった人の生活、権利を守るための仕組みでございます。2000年4月に施行され、家庭裁判所の選んだ後見人が本人にかわり、貯金の管理や資産、実印の保管など財産管理に加え、介護サービスなどの医療手続なども行うとされております。

現在の後見人の約8割は、親族、残りは弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門家が行っておりますが、専門家への報酬が高いために、余り活用が進んでいない状況にあると伺っております。

現在、本市においては、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業で行っており、18名の方が利用されているようであります。世田谷区においては、成年後見人に関する法律相談や情報提供を行う成年後見センターを開設し、成年後見人の養成を始めております。

研修では、相続や消費者被害の対応に関する法律知識、介護保険制度などの福祉サービス、家庭裁判所への報告や財産目録の作成といった実務についても学んでおります。2006年度は約70時間、2007年度は、カリキュラムは変更して50時間行い、2年間で30の方が研修し、現在4人の修了生が家庭裁判所から後見人に認定されて、活動しております。このような成年後見人養成講座についてのお考えと本市の取り組みについてお伺いいたします。

3点目に、地域包括支援センターについてでございます。

平成20年度より地域包括支援センターが健康の駅推進室との連携で、介護予防に重点を置き、要支援に至らない本格的な取り組みがスタートしてまいります。これまで大森地区1カ所での活動は大変広大な距離を走る割には、活動がはかどらず、悩むことも多かったことと思います。しかし、所長を中心として、保健師の皆様が本当に団結し、道なき道を開拓していただいたことに心より感謝申し上げる次第でございます。包括支援センターが、東部、西部、南部3ブロック化することで、今後より地域に密着した活動の展開が図れるものと期待するものであります。

介護保険制度がスタートした平成12年度は、要支援、要介護者数が約2,981人でありましたけれども、19年度は5,619人と倍近く増加しております。対象者がふえることにより、当然給付費が増加し、事態は深刻であり、この現象をしっかりと認識し、健康の駅推進室との連携プレーで万全な体制で取り組んでいただきたいと思っております。包括支援センター3ブロック化の設置に当たっての人員配置については、どのような体制で臨むのか、お伺いいたします。

また、社会福祉協議会のいきいきサロン事業との連携も大事なポイントであると思っております。社会福祉協議会では、現在の83から101カ所に拡大する計画であります。これらの課題にどのような支援体制を考えておられるのか、お伺いをいたします。

4点目に、障害者控除対象の拡大についてでございます。

障害者控除は、現在障害者手帳などを所持している場合に可能ではありますが、市長が身体、知的障がいと準ずると認定した65歳以上の高齢者にも認定証を交付することができると認定しております。大阪府堺市においては、重度の要介護4、5について寝たきりと判断できる場合は、特別障害者として認定証を交付し、中・軽度については、身体障害者手帳申請時に用いる医師の診断書に基づき判断しているようであります。

また、重度のみでなく、中度の要介護度2以上で、室内で生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない人以上を対象に、その内容で特別障害者控除と障害者控除の対象と判断し、医師の診断書を求めなくても、認定証を交付できると決めたとしております。本市においては、対象と思われる方々にどのような対応をされているのかお伺いをいたします。

5点目に、在宅支援についてでございます。

介護支援策の一つに、要介護度3以上の高齢者を在宅で介護している家族の支援を目的とした介護用品支給券支給事業が、今年度より支給対象範囲を市民税均等割課税世帯まで拡大し、経済的な支援の拡充がなされるということで、家族介護世帯にとっては大変ありがたいことと感謝申し上げる次第でございます。

在宅介護の場合、3年から十数年と長きにわたっての介護疲れから、介護している家族、特にお嫁さんのほうから肉体的にも精神的にも疲れてしまったという声がございます。そんなとき、私は自分の体験を通じて、二、三日ショートを使って体を休めたほうがいいですよと勧めるのでありますけれども、お金がかかるとの理由で、介護保険サービスを利用できないといった家族世帯がでございます。

このようなことから、経済的な支援も必要と考えます。大仙市においては、経済的支援策として家族介護慰労金支給事業を実施しております。今後、平成21年度4月からの第4期横手市介護保険事業計画の策定に当たり、高齢者サービス事業の見直しの中で検討していただきたいと思いますが、当局の考えをお伺いをいたします。

弥生3月にご勇退される市の職員の皆様、本当に長い間お世話になりました。皆様からいただいた励ましの風を心から感謝し、少しでも市民の皆様の負託にこたえられるよう一生懸命頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

ご清聴大変にありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 福祉環境施策につきまして5点のお尋ねがございました。

まず1点目でございますが、横手市子ども条例についてのお尋ねでございます。

児童が虐待を受けたり、大切な命を奪われるなど、悲痛なニュースが連日報道されております。子供が伸び伸びと健やかに成長できる環境と、子供の人格や権利を尊重する社会をつくり上げていかなければならないと痛感いたしております。

子供の権利に関しましては、平成元年の国連総会において、児童の権利に関する条例が制定され、平成6年には我が国も条約批准国となっております。横手市としては子供は市の宝であるとの認識のもと、市民全体で子供を見守り、健やかな成長を願い、国連で世界人権宣言が採択され、60年となる節目の今年、市のスタンスを明確にし、より柔軟性を持って広く活動することから、条例ではなく子ども権利宣言を行うことといたしました。

それに基づくさまざまな活動を展開し、意識の高揚と趣旨の浸透を図っておりますが、平成20年度は、宣言と記念イベントを通じて心に残るものにいたしたいと考えております。これによって、多くの市民が積極的に子供とのかかわりを持ち、ほのぼのと温かさに満ちた地域づくりが一層進展するよう、子供みずからが郷土の自然に学び、世代間交流の中から伝統文化などを学び取り、豊かな感性と生きる

力が身につくよう施策を展開してまいりたいと思っております。

2つ目の成年後見制度についてであります。

地域包括支援センターでは、権利擁護業務として高齢者虐待の対応、支援困難事例の対応、権利擁護の普及、啓発などを進めております。これらの業務や支援を進める中で、高齢者の財産を不当に処分したり、高齢者から不当に財産を得ているという経済的な虐待が確認されることがあります。

また一方では、高齢者世帯や高齢者単身世帯において、財産管理や福祉サービスの利用に関する手続などに困っているという相談も多くなってきております。地域包括支援センターでは、支援を行う過程で権利擁護の視点から、成年後見制度の活用や地域福祉権利擁護事業の利用について、制度の説明と実際に業務を所管する家庭裁判所や社会福祉協議会につなぐという役割を果たしております。また、本人や親族内に制度利用の申し立てを行える者がいない場合の対応として、市がかかわって申し立てできるように、現在要綱の整備を進めております。

成年後見人は、だれでも成り得ますが、家庭裁判所の審判によって選任されます。2004年の全国統計では、親族が80%、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人等の第三者が20%という選任状況になっています。公平な立場で、第三者の成年後見人の選任が徐々にふえている傾向になっております。今後も実態把握を進め、成年後見人の受任を進めている弁護士会、司法書士会、社会福祉会等との協力体制をつくりながら、制度の周知と定着に向けて取り組んでまいります。

3番目に、地域包括支援センターについてのお尋ねが幾つかございました。

このセンターに配置される職員は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの資格要件が示されております。現在、地域包括支援センターには保健師3名、社会福祉士2名、介護支援専門員6名、介護相談員3名、事務担当者1名、合計15名の職員体制となっております。

この中で、主任介護支援専門員研修修了者が4名おります。高齢者の方々が長年住みなれた地域で、元気な生活が継続できるように、センターでは介護予防事業を進めておりますが、議員ご指摘のとおり、その中心的な役割を果たす保健師の人員体制の充実を図ってまいります。平成20年度からは医療制度改正により、特定保健指導という新たな保健業務がスタートすることで、市民の保健師への期待がさらに拡大していくことが予想されます。

今後は、各地域や各担当部署という視点ではなく、市全体のすべての保健業務という広い視野を持って、連携協力体制の構築を図りながら、職員体制を検討してまいります。

次に、いきいきサロンとの連携であります。介護予防意識の定着を図るために、健康講座や意見交換などを、地域のさまざまな集会へ出向いて開催しております。その点で、いきいきサロンとの連携は大変効果的な機会であると考えております。事業を担当している社会福祉協議会との連携を図りながら、これからもいきいきサロンの活動に協力をしてまいります。

4番目に、障害者控除の対象の拡大についてのお尋ねでございました。介護保険における要介護認定者にかかわる税法上の障害者控除につきましては、厚労省の通達による要介護度1以上の認定者を対象

としております。要介護度及び障がい高齢者、または認知症高齢者の日常生活自立度を調査の上、その程度により障害者、または特別障害者に該当する場合は、障害者控除対象者認定証を申請により発行することになっております。税の申告の際は、本認定証を提示していただき、身体障がい者に準ずる者として控除が受けられます。これまでも介護の窓口や介護保険利用の手引きなどでお知らせしておりましたが、今後一層の周知に努めてまいります。

この項の5番目、最後であります。在宅支援体制についてのお尋ねがございました。市では、高齢者が住みなれた地域で、友人や子供たちと一緒にいつまでも健康で生き生きと暮らしていけるように、在宅重視を掲げ、介護保険制度に位置づけられたサービスと市単独のサービスを効果的に活用しながら、在宅介護を支援する体制づくりに取り組んでおります。介護用品支給券支給事業や、通院などで一般の交通機関を利用することが困難な方に利用いただく移送サービス事業、介護の知識や技術を習得していただくための家族介護教室事業などが代表的なサービスと言えます。

こうした事業とあわせ、一定期間自宅で介護できない場合に利用いただくショートステイ、食事、入浴などのサービスや機能訓練を受けられるデイサービスなど介護保険サービスとの組み合わせで、さらに在宅介護支援が補完されているものと考えます。

なお、家族介護慰労金支給事業につきましては、合併前の旧市町村において、在宅で介護している方に対し、年間6万円から10万円を支給しておりましたが、より目的と効果のはっきりとした事業にすべきとしたものでございます。全国的には、介護用品支給事業や介護講習など、在宅介護支援に直結した事業への転換が行われておるところであります。

平成20年度からは、介護用品支給券支給事業の対象者を、住民税非課税世帯から住民税均等割課税世帯まで拡充を図る内容の予算案を今定例会に提案いたしております。

また、平成20年度中には、第4期横手市介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画の策定に向けて作業を進めているところでありますが、高齢化率がさらに進行する中、地域における世代間での高齢者の支え合いは、介護予防の観点からも非常に重要な視点と考えております。寄り合い的な場の創造や、いきいきサロンとの連携についても、先進地事例などを学びながら研究をしてまいりたいと考えております。以上です。

○田中敏雄 議長 土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） 2番。

ご答弁大変にありがとうございました。

1点目の子ども条例については、市長の公約でもございますので、何とかそういう条例制定のほうに向かっていていただきたいなという思いと、日本で最初に子ども条例に取り組んだのは川崎市でありまして、平成10年から約2年間にわたって、200回を超えるさまざまな会議や集会を開催し制定されたとしております。ですから、条例制定することも大事でありますけれども、そこまで行くプロセスというか、そのことを大事にして頑張ったというふうなことでございました。その中での自治体の役割とい

うことで非常に私は感銘を受けましたけれども、実際に生活している場というのは地域社会であって、現実に生活している子供たちと毎日向き合っている、そして仕事をしているというのは自治体であると。子供の生活の場に即して、子供の目線に立って保障されるべき権利をかみ砕きながら、現実生活の中で生かし、実現していく作業こそ自治体に求められており、しかも自治体でしかできない役割ではないかと、そういう観点から、条例の内容はもとより、条例づくりのプロセスを大事にして進められたということでもあります。

私は、こういう視点から今後大事になってくるのは、行政の役割というものを明確にして、条例化に進んでいきたいというふうに考えますけれども、その点についてはどのようにお考えになっているのか、お伺いをしたいと思います。

まず、1点目からよろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私の公約にございました子どもの権利条例を、このたびさまざまご意見を聞く中で、そして庁内の検討の中で、子どもの権利宣言からまずスタートすべきだということに軌道を変えた修正をいたしました。これは、後退したわけでは決してなくて、横手市の置かれている状況、あるいは県内における、県も条例つくっておりますので、こういう状況から見て、ここからスタートするほうが私はベターだという判断をいたしましたところでございます。最終的に、条例化することによって子供の権利を守る機運が一層高まり、それが定着することが見込める状況が必ず来るというふうに思いますので、そういう状況を見ながら、条例化については検討していかなければならないだろうと、まずは宣言をすることによって、地道な実践の積み重ねが必要ではないかと、このように思った次第でございます。

○田中敏雄 議長 2番土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） 2番。

2点目の成年後見人制度についてでございますけれども、この制度については、なるべく早く市民へ周知をしていただきたいというふうに思っております。早い段階から制度を知る必要があると思われる方にはぜひ早目に教えていただきたい。けれども、財産のこととなりますと、だれがそれをお話を進めていくのかといったことがございまして、なかなか進まない状況にあると思います。

世田谷区のように行政講座を開催して、その人材を育成していくという視点なんかもぜひ組み入れていただきたいなというふうに思いますけれども、その点についてはどうなのか、お伺いたします。

昨年の暮れに、そういう方が亡くなったわけでございますけれども、そういった方の例えば財産管理、特に冬期間の屋根の雪おろしとか、そういう部分については、今後管理体制についてはどのように考えられているのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

それと、包括支援センターについてでございますけれども、やはり20年度から保健師の拡充をなされていくということで、非常にありがたく思っております。やはり、横手市全体の高齢化率も26.数%ということでございますけれども、各地域によっては、高齢化率がもう30%を超えているところが5カ所

もございまして、こういう要介護度に至らないためには、やはり徹底した保健師のマンパワーが必要であるというふうに感じておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それとございまして、現場では、もう一つ精神障害の方のケア活動というものを、今後市ではどのように進められていくのかという点について、お考えをお伺ひいたします。

4点目の高齢者の所得税、地方交付税の障害者控除の取り扱いについてでございますけれども、高齢者間の障害者手帳を有している者と有していない者の取り扱いについての線引きのところが明確になっていないのではないかとこのように私は感じております。

なぜなら、この制度については申請をしなげばならず、例えば、認知症の人でも対象になるとは書かれてはありますけれども、では、だれがそれを診断をして、周知していくのかという点が明確にされておられませんし、そこら辺のところを、今後どのような基準をもって進められていくのか、例えば、審査会で認定がわかったときに、障がい者の方に控除の対象となりますよというような通知をいただければ、そういう対象になっているんだなということはわかるんですけれども、普通の人はこういうことについては知らないのではないかとこのように思っております。

そういった点をちょっと質問したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 それではお答え申し上げます。

1点目の成年後見人制度の関係でございますけれども、都市部になりますと、なかなか親戚やそういった関係がないということで、先進的に行われているという事例は承知しております。当横手市におきましても、在宅介護支援事業所と成年後見人制度の研修を企画するなど、理解を深めながら周知を一つは深めたい。それから、もう一つは、現在司法書士会さんのほうでも、無料の相談事業についての意向があるやに伺っております。こういった団体との連携をとりながら、当市においても研修制度をぜひ実施したいという方向で考えておりますので、ご理解をお願ひしたいと思います。

それから、ひとり暮らしの雪おろし等の関係でございます。現在、市には雪おろし、雪よせ支援制度がございますけれども、これを利用し得ない方、こういう方々に対してどういった手だてをしていくのかというのも課題になってございます。地域のボランティア組織を一方で進めながら、そういったやっぱりネットワークをつくっていかねばならないだろうというふうに痛切に感じております。

特に、本年になりまして、ひとり暮らしの高齢者の方が何人かお亡くなりになるというふうなこともございまして、福祉事務所あるいは地域局の職員も含めまして、一緒になって雪おろし、あるいは個人の財産の管理といいますか、弁護士の方ともご相談申し上げながら対応したケースもございました。そういったことで、私どもこういった形、議員のご指摘にもございましたけれども、より充実をしなければならぬだろうというふうに考えてございます。

それから、地域の高齢者の関係での包括支援センターのお尋ねがございました。

現在、横手市も非常に高い高齢化率になってございまして、いわゆる2015年には、推計ではあります

けれども、34%から35%ほどの高齢化率になるのではないかと考えております。よりやっぱりその生活、あるいはそういうニーズに対応した柔軟な、必要な福祉行政サービスの構築というのが求められるだろうと。今まで行ってきたサービスでいいのか、あるいは今まで行ってきたサービスを見直しながら、さらにそういった時代に対応したサービスの構築というのが求められますので、これからもそういったことで検討してまいりたいと思っております。

それから、精神障がいの方のケアの関係についてご質問がございました。

個別的な相談はもちろんでございますけれども、その方の生活歴とといいますか、年齢とといいますか、そういったことで、単に精神福祉士だけのかかわりで解決できない問題が現実的に生じております。福祉事務所では、今年の4月以降、高齢あるいは児童、それから障がい、生活保護、さまざまなスタッフが定例的に会合を開いておまして、市民の皆さんからお寄せいただいたそういった相談事例を、地域局を通して、本庁内でもチームで検討し、何が必要なのか、そういったことの対応をさせていただいております。

なお、精神障がいの方の社会参加ということも非常に大切でございまして、市長の所信方針でも申し上げましたけれども、新年度から障害者のステップアップということで、社会参加のために、まず市で働く場を見つけながら、そういった訓練を行おうと。さらにはまた、障がいのある方みずからの事業ということで、現在福祉事務所大森地域局に2名の方が参りまして、最初は書類の整理等から始めましたけれども、現在はパソコンまで挑戦して、非常に楽しいと、毎日報告書を私のところに出していただきまして、目を通させていただいております。

やっぱり今まで発揮する機会のなかったこういう機会を設けるべきだろうと。またこの17日には、大森地域局の1階に、障がい者の方々がふれあい食堂をオープンすることになっています。私ども、オープンに当たっては、大森地域局全員で支えていこうと、利用していこうと、一緒になってやろうというふうな形で考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

それから、税法上の障害者控除の関係についてでございます。

例えば、介護認定受けますと、制度該当になるわけでございますけれども、対象者の方の中には既に身体障害者福祉法に基づく手帳を所持されている方もございますが、持っていない方でもこの認定証を受けることで税法上の控除が受けられます。現在のところ、46名ほど交付を受けているという状況なわけでありまして、介護認定の際には、そういったご説明をしておりましたけれども、なかなか税法上の関係については難しいというふうな入り口論もございまして、浸透していない嫌いがありました。そういうふうに私ども認識しておりますので、今後、介護認定の認定証を交付する際に、きっちりそのことについてご説明をし、そういった対応をとっていただいて、せっかくある制度ですので、有効に活用していただきたいというふうに考えております。

よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） 最後に、1点だけちょっとこういうことはできないのかなというふうを感じたことがございましたので、障害者控除の対象の拡大の部分についてですけれども、やはり申請することによって認定を受けることができるわけなんですけれども、例えば福祉課と税務課との事務的な連携で、何とかそういう申請書を提出しなくてもいいような方向づけができないものかということをお伺いいたしまして、終わりたいと思います。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 議員の前段でありました連携につきましては、個人情報等の関係もございませうけれども、いずれは、特別障害なり普通障害の税法上の控除を受けられるということは、本人にとって不利益ではなくて有利といたしますか、そういったことになるんだろうというふうに思います。したがって、現段階でも市民税課とは連絡をとらせていただきまして、こういう方が参られたときには、例えば認定証をもらっておられなくても、申請していただければ直ちに交付いたしますので、そういった形を受けられるようにというふうにはしております。ただ、現実的には議員ご承知のとおり、税は申告制度が原則でございますので、その点について私のほうできっちりご説明申し上げながら、こういうことになれば有利なんだよということで、そういう意味ではぜひお持ちをしていただきたいというふうに思いますので、どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 これで一般質問を終了いたします。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前 11時31分 休憩

午後 1時30分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第2、議案第101号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小野順一 教育総務部長 議案第101号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、横手市議会の議決に付する契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、本年度から工事着手いたします統合大森小学校校舎増築の建築工事にかかわる工事請負契約について、議会の議決をお願いするものでございます。

工事名であります、大森小学校校舎増築工事、建築本体工事でありまして、工事の場所でありまして、横手市大森町字中田地内であります。契約の方法についてですが、指名競争入札で、契約金額は1億3,860万円、契約の相手方は、横手市平和町10番30号、株式会社大和組、代表取締役、大和康範氏であります。

本増築工事は、平成21年3月に大森小学校、白山小学校、川西小学校を廃止し、同年4月に統合大森小学校を設置する学校統合に向けて行われるものであります。

概要をご説明申し上げますと、鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ床面積937.44平方メートルで、現在の教室等に接続する形で増築されます。内訳であります、普通教室6教室でありまして、多目的スペースなどとなっております。

なお、本工事の工期は平成20年12月12日までであります。

参考までに、入札の形態を申し上げますと、市内建築業のA登録6社の指名業者で行っております。予定価格は1億6,380万円、落札率であります、84.62%となっております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第3、議案第102号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小野順一 教育総務部長 議案第102号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案も、前の議案と同様に、統合大森小学校体育館の改築の建築工事に係る工事請負契約について、議会の議決をお願いしたいというものであります。

工事名であります、大森小学校体育館改築工事、建築本体工事でありまして、場所は、同じく大森町の中田地内であります。契約の方法は指名競争入札で、契約金額は2億4,150万円、契約の相手方は、横手市安田字堰端9番地1、株式会社半田工務店、代表取締役、半田茂志氏であります。

本改築工事は、議案第101号と同様に、平成21年4月の統合大森小学校を設置する学校統合に向けて行われるものであります。

概要であります、鉄骨づくり平家建てで、渡り廊下を含んだ延べ床面積は1,217.62平方メートルであります。昨年10月に取得した用地内で、現在の体育館と県道横手・大森大内線との間に改築される予定であります。アリーナはバスケットボールコートが2面確保できる広さがあり、一般開放も考慮した建物となっております。本工事の工期は、渡り廊下を含めまして平成21年1月9日までであります。

入札の状況であります、市内の建築業A登録6社で行っております。予定価格は3億30万円でありまして、落札率は80.42%となっております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第4、議案第103号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました議案第103号でございますが、横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を提案しようとするものでございます。

提案理由は、市長及び副市長の給料月額を改正することに伴いまして、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

内容の説明は、次のページにございますが、さきの臨時議会で同趣旨の提案をいたしまして、否決となったところでありますが、この件に関しましては、私として、あるいは副市長ともどもその責任を明らかにする必要があるということで、再度条例改正案を提案するものでございます。

中身でございますが、3項にございますとおり、附則に次の1項を加えるということになってございます。平成20年4月1日から平成21年10月22日までの間における市長及び産業経済部に属する事務を担当する副市長の給料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から、その額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とするというものでございまして、(1)市長にあつては100分の60、(2)産業経済部に属する事務を担当する副市長にあつては100分の38ということでございます。

附則は、この条例につきまちは公布の日から施行するということになってございます。

条例の改正案については以上でございますが、つけ加えて申し上げたいことがございます。

このような提案をすることになったことにより、3役の一翼を担っております小野副市長のほうから、ご自身の給与の10分の1、3カ月自主返納したいという申し出がありました。このことも、あわせてつけ加えてご報告申し上げたいと思います。

以上であります。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番木村清貴議員。

○3番(木村清貴議員) 否決されたものは、執行上影響ないので再議とは言わないと思いますけれども、この議案は、先日臨時会において否決された議案と全く一緒です。事実上の再議と解釈しますけれども、再議というのは、やはり議会に対するある意味挑戦と受けとめざるを得ないと思いますけれども、そう受け取ってよろしいでしょうか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 内容をお読みしたところでございますが、前の臨時議会で提案した時点では、平成20年3月から平成21年9月までというふうな19カ月を期間として定めたところでありますが、今回は平成20年4月から平成21年10月22日までということで、提案する内容については一部変わってございますので、再議ということの位置づけはいたしておりません。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎陳情委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第5、陳情であります。お手元に配付しております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎休会について

○田中敏雄 議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査などのため、明3月6日から3月18日までの13日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明3月6日から3月18日までの13日間休会することに決定いたしました。

3月19日は午後から本会議を開きます。

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時40分 散会

